

2018 事業報告書



2018 基本報告

2018年4月からの新介護報酬は、プラス0.54改定となったものの、社会保障費の伸びは加速し続け、介護保険財政も厳しい状況が続きます。既に財務省は改正介護報酬の議論を進め、比較的軽度な要介護認定者の給付費抑制を強引に押し進める状況下であり、福祉事業者、とりわけ高齢部門での収益確保は非常に難しくなっています。未来の日本を考えた時、全産業が新たな収益を生み出す方法を模索し、新年度からスタートした「働き方改革」も相まって、法人全体の生産性向上は避けて通れない状況にあります。

IT技術の加速は、今回の報酬にも一部反映され、福祉を持続させていく上において、福祉IT化は避けて通れません。同時に、ヒューマンサービスを柱とする私達の事業を重層化する為、外国人を採用するなどバランスのある経営手腕は今後加速していくと思われまます。

社会福祉の動向では、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスなどが、切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」や、共生型福祉が示されました。

帯広市の第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）により、「小規模多機能型居宅介護事業所」、「地域密着型介護老人福祉施設」「サービス付き高齢者向け住宅」を平成30年3月に開設し、ようやく1年が経過したものの引き続き事業検証が必要となります。

法人としては、高齢及び児童サービスをメインに考えつつ、要介護度の高い利用者や看取りまで支援できる、各地域のシンボリック施設を想定し、かつ、点在する法人内外の在宅事業所や「医療機関」とも連携しながら「社会福祉法人」としての公的使命を果たしてまいります。

法人が持つ社会資源を地域へ還元するため、利用する方達の満足度を高める努力を職員一丸となり取り組んでまいります。

年度法人重点目標

(1) 地域との連携

少子高齢化が進行する市町村において、地域に暮らす方達との交流が希薄になっており、地域密着型サービスを展開する当法人が担うべき役割がある事を認識しています。

今迄同様、町内会や子供会と繋がりを持てるよう町内会行事などの参加を行いました。

また、地元で活躍する任意団体や個人事業家などをお招きし、地域へ還元できる企画も提案してまいりました。

長期的には帯広第2種コーディネータ事業を核とした、地域の高齢者世帯・独居世帯・障がい者世帯・ひとり親世帯等を把握し、地域のよろず相談所を目指せるよう取組みを加速させます。

(2) 事業の信頼性

法人が経営する事業は公的サービスの趣旨のもと法令順守が求められ、適正な法人運営を行う為、チェック体制の見直し及び強化など IT 技術を屈指してまいりました。

(3) 新規事業の経営安定

法人が開設する新規事業の経営安定を図るべく、財務諸表等にて生産性向上を図ってまいりました。

(4) リスク管理

離設、疾病把握、誤薬、健康管理等、安全管理に対する考え方を再認識し、各事業所から出されるヒヤリハットの収集や分析も行い、各委員会などで検証できるよう継続実施を行ってまいりました。

(5) 苦情相談窓口

利用者及び家族から苦情がある場合、適切な人材や適切な第3者機関と連絡が出来るよう、事業所内においても確認できる工夫を行ってまいりました。

(6) 人事管理

人事考課制度を充実させ、職員のやる気が引き出せる体制を作り上げてまいりました。

(7) 職員面談

年2回の事業所長との面談、年度末の理事長面談を実施しました。職員のストレスや怒りをチェックできる方法を提案してまいりました。

【参考】2017 帯広市公募による事業所開設の意見書

(1) 地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型の介護老人福祉施設(29床)を併設し、在宅生活が困難になった高齢者が安心できる住まいを確保します。また、併設を予定する小規模多機能型事業所(登録定員29名)及びサービス付き高齢者向け住宅(21名)の利用者及び入居者様が、次のステージに移ったとしても安心して生活できる担保を保障します。施設は全室個室のユニット型特養とし、10名のユニットを3ユニット設けます。施設は個別ケアが原則ですが、いつでも施設内を行き来し交流できるよう建物を工夫します。

(2) 小規模多機能居宅介護

地域包括ケアシステムのメインとなる小規模多機能型居宅介護事業所を併設し、宿泊室も個室9室を確保します。通い18名が楽しく交流でき、かつ生活リハビリを取り入れた筋力低下の予防に努めます。入所型施設の必要性が出てきた場合には、併設する介護老人福祉施設及びサービス付き高齢者向け住宅への待機者として登録し、圏域内での生活を継続する事を可能とします。

(3) 短期入所生活介護

短期入所生活介護(ショートステイ)を1ベッド確保し、圏域内の緊急利用に対応したサービスを展開します。日常生活圏域の利用者及び家族の安心を担保します。

(4) 地域交流サロン”わくわく広場”

地域交流サロンを併設し、地域住民が気兼ねなく利用できるスペースを開放します。町内会などと協力しながら、閉じこもりがちな独居高齢者との交流、法人内の医療職や介護職による健康講座・介護講座や、子供の発達にかかせない料理教室・病気の予防等についても講座を開催し、地域貢献を図ります。

同時に、子育て中のパパママの交流スペースとしても機能できるよう工夫し、地域の子育てサークル等に施設を解放します。サロン内ではおもちゃや絵本等も用意します。

この建物の中にはセルフカフェコーナーも設置し、子供が遊ぶ様子を見ながら交流を深められる創りとします。

サービス付き高齢者向け住宅の入居者や地域密着型介護老人福祉施設の入所者が、このスペースを使って駄菓子などの無料売店コーナーを設置し店番をするなど、仕事としてのスペースを確保します。

以上のサービスを複合施設として効果的に融合させることにより、利用者のニーズが包括的に完結でき、満足できるシステムを構築します。

社会福祉法人元気の里とかちの理念

社会福祉法人元気の里とかちは、平成 23 年 4 月 1 日に各関係者のご理解の元、社会福祉法人格を取得いたしました。この法人は平成 12 年 6 月に認証となった「NPO 法人元気の里とかち」からの事業を継承しており、今年で 17 年目に突入しました。

下記の 3 つの理念に向かい民間社会福祉事業者としての役割を果たしてまいります。

法人の理念

“利用者満足”

“尊厳の保持”

“個別支援の充実”

(1) “利用者満足”

企業に求められているもの、それは「顧客を 100%満足させる事」である。

社会福祉法人元気の里とかちの全ての利用者が 100%満足いただけるサービスを提供する事こそが私たちの与えられた使命だと考えています。

(2) “尊厳の保持”

介護保険法や虐待防止法では、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種制度が設けられている。

社会福祉法人元気の里とかちは常に利用者の立場に立ち、ソーシャルインクルージョンを実践します。

(3) “個別支援の充実”

全ての施設の全ての援助者は、一人ひとりにあったケアを実践してきたはずである。

ただ、それは本当に利用者本位、利用者中心の考えに基づいたものだったのか。

社会福祉法人元気の里とかちはエンパワメントアプローチを展開し、利用者のニーズがキャッチできる援助技術を磨きます。

事業所の基本方針

社会福祉法人元気の里とかちか運営する事業所は下記のとおりです。

NPO 法人から事業継承し、17年の歴史を刻んでいる事業所もある事から運営の基礎は完成されているものと考えます。

「地域密着型事業」という言葉が全面的に取り上げられている現状を考える時、社会からの期待度は益々大きくなり、時代をリードする事業所運営が必要とされています。

社会福祉法人に与えられている使命を全職員が理解し、個々に学習すると共に、各事業の問題点を洗い出し、計画的に事業がすすめられるよう取組んでまいりました。

【現在の事業所一覧】建て替え後の定員

	事業所名	定員 (登録)	開設年月日 (事業委託年月日)	市町村
1	グループホーム元気の里（おとふけ）	18人	平成12年12月	音更町
2	グループホーム元気の里さらべつ	18人	平成14年4月	更別村
3	グループホーム奏（おびひろから名称変更）	18人	平成14年12月	帯広市
4	グループホームひびき野	18人	平成22年3月	音更町
5	グループホーム清流の里	18人	平成27年3月	帯広市
6	小規模多機能型居宅介護 清流の里	29人 (泊9人)	平成27年3月	帯広市
7	小規模多機能型居宅介護 奏	29人 (泊9人)	平成30年3月	帯広市
8	サービス付き高齢者向け住宅つながり	21人	平成27年3月	帯広市
9	サービス付き高齢者向け住宅おたがいさま	21人	平成30年3月	帯広市
10	地域密着型介護老人福祉施設 奏	29人	平成30年3月	帯広市
11	短期入所施設 奏	1人	平成30年3月	帯広市
12	木野東の家学童保育所	210人	平成27年4月	音更町
13	下士幌学童保育所	50人	平成27年4月	音更町
14	鈴蘭学童保育所	140人	平成29年4月	音更町
15	下音更学童保育所	50人	平成29年4月	音更町
16	下音更学童保育所分室	15人	平成29年4月	音更町

施設数 介護事業所6か所(ベット数180・通所定員58名) 学童事業所5か所

新規事業開設に伴う現事業所重点目標など

ア 各種日課や行事、介護計画の見直し

行事計画やレクリエーション計画、介護及び保育計画の見直しを行いました。

誕生会や季節の行事、その他の行事計画は、高齢者や児童達が期待する以上の効果をもたらしているか。時にそれは職員の満足のみであり利用者の尊厳は守られているか。

介護及び保育計画書も同様、本人達の持つ力を発揮できるような計画なのか。全ては法人理念及び事業所理念にある個々のニーズに対応できる企画・立案がなされているかをあらためて検証してまいりました。

イ 事業所内の情報共有の徹底

介護職及び保育職の勤務は交代制であり、情報を共有する仕組みが必要となります。介護では、疾病、入通院、面会、介護計画、ADL等。保育では、学校や家庭での様子、成長過程での精神状態・身体状況の把握等。どの情報が欠けても利用者の生活や生命に関わる問題と直面します。

各種記録内容の確認は当然の事、「報告・連絡・相談」の『報連相』を徹底し情報の共有を密にしました。

また、施設内の情報はパソコンでデータを共有、システム化し、ケア記録や日誌の大部分の個人データはシステム業者のサーバーで一括管理すると共に、各事業所にデータを残しません。

(介護システムは㈱ケアコラボの「ケアコラボ」を。保育システムは日立システムズの「コドモン」を使用し、各事業所間を結び法人事務局で管理します。)

ウ 職員それぞれのスキルアップ

新卒や業務経験者など、介護者の技術力及び経験値は様々です。法人内研修の参加・職場外研修の参加を行い、個々のスキルアップを図りました。又、職員が自主的に行う各種検討委員会の取組を今後も継続、評価し、企画する・検討する・報告する等、職員の考える力を強化しながらモチベーションを高めました。

エ 事故防止・身体拘束廃止の徹底

職場内研修や職場外研修を開催し「事故防止・身体拘束廃止」による検討委員会につなげていきます。各事業所に備え付けている緊急対応マニュアルなどが本当に機能するかをシミュレーションし、見直しを図ってまいりました。